

電気通信役務利用放送法の概要 (有線役務利用放送関係)

目的

通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能とする。

内容

放送設備の全部又は一部について、自ら設置することなく電気通信事業を営む者の電気通信設備を利用して放送を行おうとする場合、総務大臣の登録を受けなければならない。

有線テレビジョン放送法

有線テレビジョン放送法
【業務開始届出】

有線テレビジョン放送法
【施設設置許可】

施設の設置には許可が
放送開始には届出が必要となる

電気通信役務利用放送法

電気通信役務利用放送
【登録】

↑ 電気通信役務の提供

電気通信事業者の設備
(電気通信事業法の適用のみ)

設備の全部又は一部を自ら設置する
ことなく放送を行う場合登録が必要となる

施行状況

平成14年1月より施行

登録事業者数 18 社 (平成19年4月24日現在)